

保育園利用に関する 重要事項説明書

熱海市立和田木保育園

この「重要事項説明書」は、「熱海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第5条の規定に基づき、利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

1 施設運営主体

名称	熱海市教育委員会
所在地	熱海市中央町1番1号
電話番号	0557-86-6551
代表者氏名	熱海市教育長 水野秀司

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	熱海市立和田木保育園
施設の所在地	熱海市下多賀173-1
連絡先	電話番号 0557-68-0579 FAX 0557-68-0579
管理者	園長 菅野 ゆき江
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 70人 満2歳以上満3歳未満の児童 12人 満2歳未満の児童 8人
開設年月日	昭和44年1月1日
事業所番号	

3 目的・運営方針

和田木保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

保育方針：「自己肯定感を基に 豊かに生きるための力を育む保育」

保育目標：元気で明るく思いやりのある子

感動で思いを豊かに表現できる子

喜んで話したり聞いたり出来る子

友だちと関わって楽しく遊べる子

良いこと悪いことに気がつく子

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	664.568 m ²
	園庭	313.928 m ²
園舎	構造	RC造
	延べ面積	548.34 m ²

(2) 主な設備

施設	部屋数	備考
乳児、ほふく室	1室	0、1歳児クラス
保育室	4室	2歳児、3歳児、4歳児、5歳児 各1室
給食室	1室	
事務室	1室	
その他		

5 職員の配置状況

職 種	員数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	1	1		
副園長	1	1		
保育士	17	12	5	
就学前支援員	1	1		
栄養士	1	1		
調理員	2	2		
看護師	1	1		初島保育園・あたまこども園兼務

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（ 7：00 ～18：30 ）
副園長	
保育士	
栄養士	正規の勤務時間帯（ 8：30 ～17：15 ）
調理員	
看護師	

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯になることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合は、7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合は、8時15分から16時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

前記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特色ある保育

- ・豊かな自然の中での保育
- ・異年齢交流保育
- ・日本伝統あそびを取り入れた保育

(3) 食事の提供

利用乳幼児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用者負担額等及びその他費用

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。なお、3歳児クラス以上のお子様については保育料が無償になります。

(2) 給食費

3歳児クラス以上のお子様は主食費500円、副食費（おかず・おやつ等）相当分4,500円を毎月月末に熱海市にお支払いいただきます。なお、熱海市内にお住いの場合には副食費は無償となります。

給食費にかかる徴収額について月額を基本とし、日割り計算は行いません。ただし、特段の事情により熱海市が認める場合はこの限りではありません。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)・(2)に掲げる負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。

※滞納が続く場合においては、保護者からの申し出に基づき、支給される児童手当から、保育料及び食事の提供に要する費用に掛かる滞納分について支払うものとします。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保育用品	保育に使用する個人持ち用品	年額 適宜
絵本	保育の中で使用する絵本を提供する	月額 400円程度
写真代	行事の記念写真（申し込み制）	適宜

※上記費用の支払を受けた場合は、領収書を発行します。

10 時間外保育等にかかる利用料金

当園では、通常保育のほかに、以下の時間外保育を提供しています。

利用にあたっては市町村にお支払いいただく保育料等のほかに、別途利用料が必要となります。

<延長保育>

利用時間	利用負担額		利用認定
7:15～8:15	30分	100円	短時間
16:15～18:15	30分	100円	短時間
18:15～18:30	15分	100円	短時間 標準時間

やむを得ない場合以外は、事前の申請をお願いいたします。

<年末保育>

利用期間	利用負担額	
12月29日、30日	1日	2,000円

希望される方は、事前申し込みと就労証明等が必要です。

11 利用の修了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を修了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件※1に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	魚住内科医院
医院長名	魚住 敏
所在地	熱海市上多賀191-10
電話番号	0557-68-5201

(2) 歯科

医療機関の名称	佐藤歯科医院
医院長名	佐藤 卓男
所在地	熱海市下多賀182
電話番号	0557-67-1525

1.3 緊急時の対応

お預かりしている利用乳幼児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

広域避難所	白銅空跡地 緊急時、コドモン一斉配信により連絡いたします。 緊急時引渡しカードを作成します。
-------	--

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・苦情解決責任者 菅野 ゆき江 ・苦情受付担当者 福島 順子 ・ご利用時間 7:15～18:15 ・電話番号 0557-68-0579 ・FAX 0557-68-0579 ※苦情は面接・電話・書面等により随時受付いたします。 なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。	
第三者委員	藤井 良信	電話 67-2445
	西島 眞澄	電話 67-3615

※上記のほか、当園では玄関に要望・苦情等に係る投書箱を設置しています。

1.5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知器	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有		
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			

1 6 避難情報発令時における臨時休園等

(別紙「避難情報発令時の対応について」を参照してください。)

台風・集中豪雨等に伴う避難情報発令時に、児童、保護者、職員等の安全を守るため、休園などの措置をとることがあります。

(1) 「開園時刻前までに発令」の場合

熱海市に「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までに発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	園の対応
警戒レベル5 (緊急安全確保)	・休園 (コドモン等で休園連絡を行います。)
警戒レベル4 (避難指示)	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	・開園 (休園準備) (可能な方は家庭保育の協力をお願いします。)

(2) 「開園中に発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	園の対応
警戒レベル5 (緊急安全確保)	・園児を引き渡します (コドモン等でお迎え連絡を行いますので、安全を確保した上でできるだけ早くお迎えをお願いします。)
警戒レベル4 (避難指示)	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	・保育継続 (できるだけ速やかなお迎えをお願いします。)

1 7 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下のとおり保険に加入しています。

保険の種類	全国市長会学校賠償補償制度 独立行政法人 日本人スポーツ振興センター災害共済給付
保険の内容	保育中の事故に基づく怪我等補償
保険金額	一人 210 円 (年額)

1 8 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治的活動及び営利活動はご遠慮ください。

※1 子ども・子育て支援法に定める支給要件

- (1) 就労（1ヶ月64時間以上の労働が必要です。）
- (2) 妊娠、出産（出産予定月を中心として前後各2ヶ月）
- (3) 保護者の疾病、障害
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含めます）
ただし、入園後2ヶ月以内に就労を開始することが条件となります。
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含めます）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
ただし、2歳児クラス以上に在籍している場合に限る。0・1歳児クラスに在籍している場合は退園となります。
- (10) その他、市長が必要と認めるもの

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名： 熱海市立和田木保育園

説明者職名： 園長 菅野 ゆき江

私は、本書面に基づいて熱海市立和田木保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童からみた続柄：